

令和5年度第9回総会（月例）議事録

日 時	令和5年12月27日（水） 午後2時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 上四元 正昭 園山 一則 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （2名）	岩元 節朗 豊留 辰男
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	主 幹 新福 主 査 神崎 主 任 綽
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 相続税の納税猶予に関する件 8 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 9 地域計画に係る意見書に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

<p>議 長</p>	<p>開 会 (午後 2 時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 5 年度第 9 回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料の修正をお願いします。</p> <p>議題 3「農地法第 5 条許可申請に関する件」、議案書 9 ページの番号 1 3 につきまして、施設欄の住宅 1 棟を住家 1 棟に修正をお願いいたします。</p>
<p>農 政 総 務 課</p>	<p>資料の修正をお願いします。</p> <p>議題 9「地域計画に係る意見書に関する件」、別冊資料 4、3 ページ 1 (1) の農地面積 5 1. 9 h a を 5 1. 7 h a に、2 (2) の集積率 4 4. 9 % を 4 5. 0 % に、4 6. 0 % を 4 6. 2 % に、6 ページ目標年度：令和〇年度を 1 5 年度に修正をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>1 9 人中 1 7 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、岩元委員、豊留委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、仮屋委員、鳩宿委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 14件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、申請理由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 番号2号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 番号3号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、4番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号7号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在経営農地はありませんが、4年以上の農作業経験があることから新規就農には該当しません。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号11号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議	長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝いながら40年以上、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>5ページ 2件</p>		
議	長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場467.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…雑種地、西…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議	長	次に、吉田、4番委員お願いします。

4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、車庫兼農業用倉庫71.50㎡、転回場等366.50㎡、東…県道、西…山林、原野、南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>申請地には、昭和52年月日不詳で車庫兼農業用倉庫が建っており、申請人の亡くなった夫が転用したもので、当時農地法の手続きを行ったかどうか不詳とのことで顛末書が提出されています。</p> <p>今後も、転用に際しては農地法の手続きをとるよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～10ページ 15件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅2棟182.18㎡、庭敷地等316.82㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…渡人田、西…農道、南…宅地、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、車両置場285.00㎡、転回場等655.00㎡、東…河川管理道路、西…水路、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自洗流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟86.95㎡、庭敷地等242.05㎡、東…宅地、私道、西・北…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、資材置場410.00㎡、通路等695.00㎡、東・南…原野、西・北…農道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、クヌギ12本356.85㎡、法面等225.15㎡、東・北…宅地、西…原野、南…里道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号6号、住家1棟108.47㎡、庭敷地等205.92㎡、東…別件5条申請地、渡人田、西…宅地、南・北…渡人田、境界…ブロック積、雨…国道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、通路104.41㎡、東…渡人田、宅地、西…別件5条申請地、宅地、渡人田、南…国道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨…国道側溝、使用貸借権。</p> <p>番号8号、通路104.41㎡、東…渡人田、宅地、西…別件5条申請地、宅地、渡人田、南…国道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨…国道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、住家1棟100.84㎡、庭敷地等398.16㎡、東・北…渡人畑、西…宅地、南…宅地、農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、太陽光発電1,262.00㎡、東・西…市道、南…市道、原野、北…他人畑、市道、境界…防護柵、雨水…市道側溝、地上権、有償。</p> <p>番号11号、太陽光発電1,248.00㎡、東・南…他人畑、北・西…市道、境界…防護柵、雨水…自然流下、地上権、有償。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、庭敷地10.00㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…市道、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>申請地の隣接地について、平成元年に旧桜島町が土地を取得のうえ、教職員住宅を建設し、申請地との境界付近に擁壁を設けました。</p> <p>当該教職員住宅にある隣接地について、本市教育委員会が境界確定に係る調査を行ったところ、申請地に越境して擁壁が設けられていることが判明したものです。</p> <p>市教育委員会から、これまでの経緯を示した顛末書の提出がなされましたので、今後このようなことがないように、桜島支局から指導を行いました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、住家1棟102.27㎡、庭敷地等132.73㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>雨水の水路放流について、申請地は水路と接しておりませんが、西側市道を通して水路放流を行います。</p> <p>番号14号、建売住宅6棟549.82㎡、庭敷地1,122.68㎡、通路等188.24㎡、東・西…宅地、南…里道、北…農道、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>雨水の水路放流について、申請地は水路と接しておりませんが、南側里道を通して水路放流を行います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、建売住宅4棟218.18㎡、庭敷地等711.82㎡、東…宅地、西・南・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件 11ページ～15ページ 11件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：1627、1669：唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。1682-乙-1、1672-3：雑木・唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。1617他8筆：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：592：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。711-1：杉、雑木自然繁茂、約30年経過 現況山林。712：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。1170-1：雑木自然繁茂、約30年経過 現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：9601、9605：杉、約50年経過、現況山林。10117、10119-2：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、55年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号7号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	ご報告します。 番号10号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題5．農用地利用集積計画に関する件 16ページ～34ページ 33件	
議 長	次に、議題5「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料の16ページをご覧ください。</p> <p>「議案第5号」、令和5年12月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転1件、2筆、1,814.00㎡。賃貸借権19件、26筆、25,140.00㎡。使用貸借権13件、18筆、13,485.00㎡。合計33件、46筆、40,439.00㎡です。</p> <p>議案書の17ページから34ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、34ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、喜入、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約</p> <p>5. 8kmに位置し、東側は他人畑、西側は宅地、渡人畑、南側は渡人畑、他人畑、北側は宅地、農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>

3 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、福山町二反田地区にあり、松元支所から北北東へ約 2.4 k m に位置し、東側は農道、西側は市道、南側は他人田、北側は山林に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 7. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>35 ページ 1 件</p>	
議 長	<p>次に、議題 7 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、6 番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>35ページをご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>今回1件の申請がありました。</p> <p>令和5年12月14日に15番委員、私、事務局職員1名の計3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>番号1についてですが、相続開始年月日は平成20年3月17日、申請人は被相続人の子であり、今回が6回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和5年11月7日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1及び2は続き地で、ビニールハウス10棟にネギ、水菜、シシトウ、ホウレン草、ズッキーニ、ピーマン作付中でした。特例適用農地3は、ビニールハウス1棟にホウレン草作付中。露地に里芋作付中、ホウレン草作付予定でした。特例適用農地4は、ビニールハウス7棟にホウレン草、水菜、小ネギ作付中でした。</p> <p>従いまして、特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題8. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 別冊資料3 1件	
議 長	<p>次に、議題8「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、喜入、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。別冊資料2の2ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等 名称：〇〇農園 区画数：① 1 区画（1 区画 5 0 m²） ② 1 区画（1 区画 3 5 m²） 利用料：① 1 区画当たり年額 3, 5 0 0 円 ② 1 区画当たり年額 2, 5 0 0 円 貸付期間：1 年</p> <p>4. 承認検討内容、 申請者は、令和5年12月7日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で面積変更に係る貸付協定を締結済である。 申請地は、喜入支所から北西へ約5. 0 kmにあり、周辺状況は農地が連たんとする地域である。登記地目が畑で、調査した結果、現在耕作中の土地である。 また該地は農免道路に隣接しているため、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所、規模である。 貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題9. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料4	
議 長	<p>次に、議題9「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料4です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>それでは、別冊資料4をご覧ください。 今回提案させていただいた地域計画案でございます。 地域は瀬々串地域、谷山に接する地域でございます。 今回の地域計画を構成する集落は4集落、面積は全体で51.7haでございます。</p> <p>1(2) 地域農業の現状及び課題 当地域は、ダイコン等の露地野菜の栽培が地域であり、上集落には担い手が6名いて、基盤整備がなされた条件のいい農地で農業がなされておりますが、それ以外の集落の農地は、宅地化進んでいる地域で、今後担い手が耕作する予定もなく、農地利用を検討していく必要があります。</p> <p>2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 拡大を希望する担い手が少ないということで、今後は、農業を担うものの農地里王の推進や新規就農者の受け入れにより遊休農地の発生防止する必要があります。 現状の集積率は45.0%、将来の目標とする集積率は46.2%でございます。</p> <p>3(1) 農用地の集積、集団化の取組 担い手が耕作している農地が点在しているため、可能であれば農地を交換し、団地化進めるとしております。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧 6、7ページに載せてございます。 ここに載っている方々は、76名いらっしゃいますが、認定農業者が6名となっております。これらの方々がどこで耕作しているかを示しているのは、別紙のA3のカラーコピーの資料でございます。 これが、地域計画の目標地図の案です。下の方にアルファベットで凡例が示してございますが、先程の農業を担う者一覧の目標地図上の表示のアルファベットと一致してございます。この凡例にある色が塗りつぶして所が、認定農業者が作付けする予定の所になります。 以上簡単ではございますが、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「1番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、1番委員どうぞ。</p>
1 番 委 員	<p>全ての地域計画について同じことだと思いますが、地域計画が策定された後は、農地の転用、売買等が今までみたいにできなくなると聞いていますが、農地所有者等への通知はどのように行っているのですか。</p>

農政総務課	周知につきましては、総会、研修会等の機会を捉えて周知をすることと、市民のひろば、ホームページ等を通じて周知することを考えております。
事務局	喜入の地域計画の協議には、どのような方が参加したのか教えてください。
農政総務課	<p>協議の場におきましては、JA担当者、地域振興局担当者、地区の担当農業委員、農政総務課職員が参加しております。</p> <p>また、事前に協議の場を設定した所がありまして、認定農業者6名、コミュニティ協議会の会長他、各地域の集落町内会長等に参加いただきまして、地域計画の説明を行ったところでございます。</p>
事務局	今回、この農業委員会の総会が終わった後、どのような流れで地域計画というのは決まっていくのかというのを教えていただきたいと思います。
農政総務課	今、意見を頂戴しまして、その後、ホームページで、公告縦覧、2週間の縦覧期間を設けた後、策定という流れになります。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「地域計画に係る意見書に関する件」につきましては、1番委員の地域計画全般に関するご意見につきましては、農業委員会の意見として提出することにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>ご異議がないようですのでそのように決定します。</p> <p>なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 36ページ～40ページ 5件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、2番委員お願いします。
2番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和5年11月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区調整域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年11月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。37ページです。 照会日：令和5年11月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、38ページです。 照会日：令和5年11月17日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和5年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、39ページです。 照会日：令和5年12月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年12月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	報告します。40ページです。 照会日：令和5年11月30日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年12月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 41ページ～44ページ 22件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 45ページ～49ページ 11件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 50ページ～51ページ 4件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	<p>41ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は22件です。</p> <p>登記地目別では、田21筆、9,260.00㎡、畑60筆、59,418.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が22件。権利の種別は、所有権が22件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が21件となっております。</p> <p>42ページから44ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、45ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が7件、駐車場が1件、合計8件となっております。</p> <p>46ページは、4条関係3件、47ページから49ページは、5条関係8件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、50ページから51ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉野地区で1件、吉田地区で2件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 119件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計119筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後14時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第9回総会（月例）開催日時は、 1月29日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>この後の日程についてご案内いたします。 総会に引き続き、令和5年度第2回合同委員会を開催いたします。 予定では午後3時となっておりますが、推進委員が集まり次第始めたいと思います。 その後は、令和5年度農談会を午後5時からアクアガーデンホテル福丸で開催いたします。 本日は、来賓が参りますので、時間に遅れないようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後14時45分）</p>

